

新型コロナウイルス（CA州からの帰国・入国者の検疫所指定施設での待機期間等の変更）

令和3年12月27日
在ロサンゼルス日本国総領事館

●米国カリフォルニア州に居住・滞在し、令和3年（2021年）12月30日午前0時（日本時間）以降に日本に帰国・入国するすべての方は、ワクチン接種証明書の有無にかかわらず、入国時に検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で、これまでの3日間から「6日間待機（入国日は含まず）を求められ、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただく」ことに変更になる旨発表されました。検査の結果問題が無かった場合は、残りの期間（入国翌日から起算して14日間）は自宅等での待機となります。

【広域情報】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（外務省）

https://www.ansen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C171.html

●日本への帰国・入国にあたっての基本的な流れ（出国前72時間以内に実施したコロナ検査の陰性証明の提出、誓約書の提出、スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用、質問票Webへの登録、到着時のコロナ検査等）に変更はありません。

https://www.la.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/kikokuinfo202111_01.html

【参考】

○水際対策に係る新たな措置について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

【問い合わせ窓口】

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線4446, 4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013